

官報

号外 昭和四十八年十二月十三日

第七十二回 衆議院會議録 第五号

昭和四十八年十二月十三日(木曜日)

午後零時三十分 本会議

○今日の会議に付した案件

瀬崎博義君の故議員草野一郎平君に対する追悼演説

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律案(内閣提出)

午後零時三十四分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

○議長(前尾繁三郎君) 御報告いたすことがあります。

議員草野一郎平君は、去る十一月二十二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、去る十一月二十七日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔議員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力しききに農林水産委員長の要職にあたられた議員従三位勲二等草野一郎平君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます。

故議員草野一郎平君に対する追悼演説

○議長(前尾繁三郎君) この際、弔意を表するため、瀬崎博義君から発言を求められております。これを許します。瀬崎博義君。

〔瀬崎博義君登壇〕

○瀬崎博義君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員草野一郎平先生は、去る十一月二十二日、郷里の滋賀県長浜市市民病院において急逝されました。まことに痛惜の念にたえません。

私は、ここに、諸君の御同意を得て、議員一同

を代表し、つつしんで哀悼のことは申し述べたいと存じます。

私と先生は、所属する政党を異にし、相反する政治主張のもと、特に昨年の総選挙戦では、熱心な論争を交えた仲であります。つい先ごろの九月二日の夜も、「政治を語る」と題して行なわれた近畿放送のテレビ討論会の席で、私は草野先生と相対したのであります。そのとき、先生は、滋賀県選出の他の自民党の諸君とともに出席され、私は、国政上のさまざまな問題をめぐって、先生と白熱した討論を行なったのであります。その先生が、わずか二カ月の後に幽明境を異にされようとは、全く思いもかけなかったことでありまして、哀惜の念やるかたないものを覚える次第であります。

草野先生は、明治三十九年一月、伊吹山ろく滋賀県東浅井郡の山深い寒村の農家に、七人兄弟の長男としてお生まれになりました。

幼くして農民の苦しみを身をもって味わわれた先生は、高等小学校を終えると、僻地の草野川発電所に勤務されました。独立独歩の志厚かった先生は、不屈の闘志をもって職務に精励するかたわら、近江新聞社の通信員として、寸暇を得ては文を練り、真実の追求と観察眼の養成につとめられました。

自来、先生は、ジャーナリストとしての道に専念し、持ち前の鋭敏な頭脳をもって健筆をふるわれました。大津新聞社長、滋賀新聞編集局長等を歴任し、本院議員に当選して新聞社を辞任されるまで、地方言論界に尽くされた業績は顕著なものであります。

また、昭和八年五月、弱冠二十七歳にして大津市会議員となり、ここに政治家としての第一歩を踏み出され、その後、任期満つるごとに再選または三選され、昭和二十一年まで、その庶民性と実行力をもって、県都大津市の市政の上に多くの業績をあげられたのであります。

その間、向学心に燃える先生は、人生哲学にみ

がきをかけるべく、かつて通信員時代に通信教育を受けたことのある京都の大谷大学に学び、人格の陶冶につとめられました。これが先生の風格形成の大きなしずえとなったのであります。

先生が初めて衆議院議員を目ざして出馬されたのは、昭和十七年のいわゆる眞實選挙でありました。この選挙に非難轟々で立候補された先生は、東条軍閥内閣の激しい弾圧にあいながらも奮戦されましたが、善戦むなしく小差をもって落選のうき目にあわれました。この試練は、草野先生をして政界への進出の決意をいよいよよかたうせしめたのであります。戦後、草野先生は新たな世相の中でも初志を貫いてきたのであります。

しこうして、戦後十年、わが国の民生も一応の安定を見るに至りましたが、先生はその政治的信念から、物質文明偏重の風潮を憂え、また、いわゆる農業近代化の立ちおくれを痛感して、昭和三十年二月の第二十七回衆議院議員総選挙に日本民主党から立候補されました。常々「血の通った信頼される政治」を強調されていた先生の人格は、強く選挙民の心をとりえて初当選の栄冠を獲得し、晴れて本院に議席を得られたのであります。

本院に議席を得られてからの先生は、長年の新聞記者生活によってつちかかった鋭敏な時代感覚とみずからの信念に基づいて行動され、議院運営、内閣、建設等の各委員会においては、理事として委員会運営の衝に当たられました。

特に、昭和四十五年には、選ばれて農林水産委員長の大任をになわれました。先生は「相異なる立場から共通の結論を得る。」ことをモットーとし、委員会においては、公正を目ざし、かつ辛抱強くその運営に当たられ、誠意ある先生のお人柄と相まって、与野党委員の信任を得られたのであります。

また、第二次、第三次池田内閣の内閣官房副長官にあげられ、第一次、第二次佐藤内閣にあっては、農林政務次官に就任され、自由民主党においては、国会対策副委員長、広報委員会副委員長あ

昭和四十八年十二月十三日 衆議院會議録第五号

故議員草野一郎平君に対する追悼演説 昭和四十八年度における期末手当の特例に関する法律案

一二二

るいは建設部会の会長として国会運営の衝に当たり、あるいは党の啓蒙宣伝、政策の立案に尽瘁されました。

先生の数々の御活動の中で特筆すべきは、農政に傾けられた情熱でありましょう。幼少のころから農民の苦悩をいやというほど味わった経験が、農政への開眼、愛着となつてあらわれ、農政一筋に生きられたのであります。

農政に対する先生の信念は、「場当たり的であつた農政ではだめだ、長期の展望に立つての農業施策を講ずることが、農業従事者にとつても国民にとつても重要なことである」ということでありました。そして、当時先生は、「日本人の食糧は日本人の手で」、「農家を文化住宅に」などと力説されました。これらの問題、たとえば食糧自給問題を真に実現することの重要性は、今日、緊急の問題になつてゐるのであります。

また、先生は、初当選以来、琵琶湖の総合開発に熱意を燃やしてこられたのであります。先生は、山紫水明の琵琶湖を持つ滋賀県をこよなく愛することともに、琵琶湖によつて営まれる産業経済の調和ある発展を、みずからの主張としておられました。そして、琵琶湖総合開発特別措置法の基礎づくりとして、昭和四十一年に草野試案を発表されたのは世間周知のことです。この試案に対しては、私たちは一定の批判を持っておりましたが、そのとき先生の心の中にあつたのは、琵琶湖の水は、滋賀県民と近畿一千万住民の共通の財宝として長く後世に引き継がれるべきものであり、また、開発の陰に泣く者があつてはならないとの信念であつたと聞いております。琵琶湖が再び澄み切った豊かな水を取り戻し、琵琶湖の恩恵が、滋賀県民と近畿一千万住民の生活を末長く守るよう、住民の期待にこたえてこの事業が遂行されることを願つてやまないものであります。

かくして、草野先生は本院議員に当選すること前後六回、在職十六年五カ月の長きにわたり、この間、国政史上に残された先生の足跡は、末長く

人々の記憶に残るであらう。

先生は、父君の血を受けられて少年のころから俳句の道に造詣深く、俳号を「鳴鶴」と称し、早くから一家をなしておられました。かつては、文芸誌「宿雲」、「子午線」を主宰され、また現に、同人誌「歩道」を主宰される文人でありました。その作風は、宇宙の真理を求めて逆境に生き抜く雄々しい人間の理想像を描き、明るく清廉な人生観をあらわすものとして、読む人に深い感銘を与えたのであります。

国の政治に携わる者の自戒の言として、先生は、「わしは、正直と清潔な政治家として生涯を貫く」と心に誓つておられました。先生の句に、

夕月に祈る終身逃けるまで
「夕月に祈る終身逃けるまで」という句があります。変動する激しい政治生活の中にあつて、きびしくも長い風雪に耐えつ、幾山河を越えてこられた先生のすべてを余すところなく物語つてゐるものと申せましょう。

もはや、草野先生ともこの議場で再び相まみえることはできません。その痛恨ひとしお深いものがあります。

ここに、草野先生の長逝を惜しみ、その人となりをしるので、追慕のことばを述べ、心から御冥福をお祈りいたしまして、追悼のことばといたします。(拍手)

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律案(内閣提出)
森喜朗君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律案を議題となし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律案を議題といたします。

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十八年十二月十一日
内閣総理大臣 田中 角榮

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律
昭和四十八年度に限り、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第十九条の三の規定の適用については、同条第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二百」とあるのは「百分の二百三十」とする。

1 一般職給与法第十九条の三及び前項の規定により昭和四十九年三月に支給を受けるべき期末手当の額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、同条及び同項の規定にかかわらず、当該残額に相当する額とする。

2 前項の規定を適用しないものとした場合に一般職給与法第十九条の三の規定により昭和四十九年三月に支給を受けることとなる期末手当の額

3 昭和四十八年十二月に支給を受けた期末手当の額に二百三十分の三十を乗じて得た額
昭和四十八年十二月二日以後に新たに一般職給与法第十九条の三の規定の適用を受ける職員となつた者(人事院が定める職員を除く)に対して昭和四十九年三月に支給する期末手当については、第一項の規定は、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 職員が昭和四十八年十二月一日からこの法律の施行の日までの間に一般職給与法の規定に基づいて支給を受けた期末手当は、一般職給与法及びこの法律の規定による期末手当の内払とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

4 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項の規定の適用については、この法律の規定は、一般職給与法の規定とみなす。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十八年十二月六日付意見の申出にかんがみ、昭和四十八年度限りの措置として、一般職給与法の適用を受ける職員等に対して、昭和四十九年三月に支給する期末手当の一部を昭和四十八年十二月に繰り上げて支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔徳安實藏君登壇〕

○徳安實藏君 ただいま議題となりました昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、本年十二月六日付の人事院の意見の申し出にかんがみ、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員等に対して、昭和四十九年

三月に支給する期末手当〇・五月份のうち〇・三月份を本年十二月に繰り上げて支給しようとするものであります。

本案は、十二月十一日本委員会に付託され、十二月十三日政府より提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入り、これを終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

出席國務大臣

國務大臣 小坂徳三郎君

○明詔を省略した議長の報告

(応召議員)

一、今十三日、召集に応じた議員は次のとおりである。

大阪府第一区選出

(理事補欠選任) 菅野和太郎君

一、昨十二日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 石原慎太郎君(理事小坂徳三郎君去る)

十一月二十五日委員辞任につきその補欠)

理事 水野 清君(理事西銘順治君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 河上 民雄君(理事岡田春夫君去る十一月委員辞任につきその補欠)

理事 松本 善明君(理事金子満広君去る十一月委員辞任につきその補欠)

大蔵委員会

理事 山田 耻目君(理事武藤山治君去る十一月委員辞任につきその補欠)

運輸委員会

理事 佐藤 文生君(理事細田吉蔵君去る十一月委員辞任につきその補欠)

理事 太田 一夫君(理事斎藤正男君去る十一月委員辞任につきその補欠)

建設委員会

理事 服部 安司君(理事大野明君去る五日委員辞任につきその補欠)

理事 松野 幸泰君(理事田村良平君去る十二月理事辞任につきその補欠)

理事 渡部 恒三君(理事村田敬次郎君去る十二月理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

坂本 恭一君 補欠 川崎 寛治君

地方行政委員

辞任

土井たか子君 補欠 井岡 大治君

法務委員

辞任

吉田 法晴君 補欠 細谷 治嘉君

外務委員

辞任

加藤 紘一君 補欠 西村 英一君

中馬 辰猪君 補欠 中馬 辰猪君

西村 英一君 補欠 加藤 紘一君

岡田 春夫君 補欠 高田 富之君

川崎 寛治君 補欠 土井たか子君

大蔵委員

辞任

増本 一彦君 補欠 三谷 秀治君

広沢 直樹君 補欠 矢野 紘也君

平林 剛君 補欠 山中 吾郎君

堀 昌雄君 補欠 松浦 利尚君

三谷 秀治君 補欠 増本 一彦君

矢野 紘也君 補欠 広沢 直樹君

文教委員

辞任

山口 鶴男君 補欠 小林 進君

安里積千代君 補欠 池田 禎治君

小林 進君 補欠 山口 鶴男君

山中 吾郎君 補欠 八木 昇君

社会労働委員

辞任

小林 正巳君 補欠 木部 佳昭君

高橋 千寿君 補欠 稻村 利幸君

前田 正男君 補欠 澁谷 直蔵君

澁谷 直蔵君 補欠 住 栄作君

多賀谷眞稔君 補欠 大原 亨君

八木 一男君 補欠 森井 忠良君

農林水産委員

辞任

湯山 勇君 補欠 芳賀 貢君

農林水産委員

辞任

稻村 利幸君 補欠 小泉純一郎君

農林水産委員

辞任

小泉純一郎君 補欠 小泉純一郎君

農林水産委員

辞任

小泉純一郎君 補欠 小泉純一郎君

農林水産委員

辞任

粕谷 茂君 田中 覚君

木部 佳昭君 小林 正巳君

橋口 隆君 宮崎 茂一君

松永 光君 中村 弘海君

保岡 興治君 高島 修君

山崎 始男君 藤田 高敏君

高島 修君 保岡 興治君

中村 弘海君 松永 光君

藤田 高敏君 山崎 始男君

運輸委員

辞任

小此木彦三郎君 補欠 志賀 節君

志賀 節君 補欠 小此木彦三郎君

井岡 大治君 補欠 坂本 恭一君

志賀 節君 補欠 小此木彦三郎君

中馬 辰猪君 補欠 小此木彦三郎君

西村 英一君 補欠 小此木彦三郎君

田中 昭二君 補欠 小此木彦三郎君

池田 禎治君 補欠 小此木彦三郎君

平田 藤吉君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

小此木彦三郎君 補欠 小此木彦三郎君

昭和四十八年十二月十三日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

一一四

予算委員

辞任

補欠

森谷 直藏君 前田 正男君

湊 徹郎君 大石 千八君

三谷 秀治君 林 百郎君

大石 千八君 小此木三郎君

小林 進君 松浦 利尚君

松本 善明君 平田 藤吉君

矢野 絢也君 広沢 直樹君

小此木三郎君 湊 徹郎君

大野 明君 森谷 直藏君

大原 亨君 岡田 春夫君

北山 愛郎君 赤松 勇君

阪上安太郎君 八木 一男君

細谷 治嘉君 湯山 勇君

松浦 利尚君 小林 進君

安井 吉典君 多賀谷真穂君

林 百郎君 三谷 秀治君

平田 藤吉君 松本 善明君

広沢 直樹君 矢野 絢也君

決算委員

辞任

補欠

坂井 弘一君 田中 昭二君

高田 富之君 平林 剛君

芳賀 貢君 藤田 高敏君

八木 昇君 阪上安太郎君

田中 昭二君 坂井 弘一君

懲罰委員

辞任

補欠

山本 幸一君 下平 正一君

一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

津金 佑近君 三谷 秀治君

外務委員

辞任

補欠

藤井 勝志君 足立 篤郎君

農林水産委員

辞任

補欠

瀬長亀次郎君 松本 善明君

不破 哲三君 中川利三郎君

予算委員

辞任

補欠

足立 篤郎君 藤井 勝志君

中川利三郎君 不破 哲三君

松本 善明君 瀬長亀次郎君

三谷 秀治君 津金 佑近君

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

神田 大作君 小沢 貞孝君

小沢 貞孝君 神田 大作君

商工委員

辞任

補欠

小泉純一郎君 愛野興一郎君

近藤 鉄雄君 大石 千八君

愛野興一郎君 小泉純一郎君

大石 千八君 近藤 鉄雄君

予算委員

辞任

補欠

安里積千代君 神田 大作君

神田 大作君 安里積千代君

(理事補欠選任)

一、昨十二日、交通安全対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

(特別委員補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

木島喜兵衛君 大原 亨君

島田 琢郎君

辞任

補欠

米田 東吾君

柴田 健治君

川俣健二郎君

阿部末喜男君

金瀬 俊雄君

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

阿部 昭吾君 横山 利秋君

山口 鶴男君 佐藤 親樹君

吉田 法晴君 山田 芳治君

科学技術振興対策特別委員

辞任

補欠

井上 普方君 河上 民雄君

石炭対策特別委員

辞任

補欠

塚田 庄平君 上坂 昇君

八木 昇君 中村 重光君

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任

補欠

阿部末喜男君 佐野 憲治君

物価問題等に関する特別委員

辞任

補欠

山中 吾郎君 渡辺 三郎君

宮澤 喜一君 栗山 ひで君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

川崎 寛治君 島田 琢郎君

橋本次郎君 塚田 庄平君

橋本弥之助君 横路 孝弘君

物価問題等に関する特別委員

辞任

補欠

山崎 拓君 越智 伊平君

綿貫 民輔君 片岡 清一君

越智 伊平君 山崎 拓君

片岡 清一君 綿貫 民輔君

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員

綿貫 民輔君 補欠 片岡 清一君

(議案提出)

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特別に関する法律案

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特別に関する法律案(内閣提出第五号)

内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十八年度一般会計補正予算(第一号)

昭和四十八年度特別会計補正予算(第一号)

昭和四十八年度政府関係機関補正予算(機第一号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

二、調査の目的

三、調査の方法

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和四十八年十二月十二日

外務委員長 木村 俊夫
衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、陸運に関する事項
 - 二、海運に関する事項
 - 三、航空に関する事項
 - 四、日本国有鉄道の経営に関する事項
 - 五、港湾に関する事項
 - 六、海上保安に関する事項
 - 七、観光に関する事項
 - 八、気象に関する事項
 - 二、調査の目的
- 右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため
- 三、調査の方法
 - 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間
- 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和四十八年十二月十二日

運輸委員長 三池 信
衆議院議長 前尾繁三郎殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、建設行政の基本施策に関する事項
- 二、国土計画に関する事項
- 三、地方計画に関する事項
- 四、都市計画に関する事項
- 五、河川に関する事項
- 六、道路に関する事項

七、住宅に関する事項

八、建築に関する事項

二、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和四十八年十二月十二日

建設委員長 木村 武雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖繩国際海洋博覧会に関する質問主意書(上原康助君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員日野吉夫君提出本山製作所の不当労働行為に関する質問に対する答弁書

本山製作所の不当労働行為に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年十二月一日

提出者 日野 吉夫
衆議院議長 前尾繁三郎殿

本山製作所の不当労働行為に関する質問主意書

宮城県の金属機械産業の中で重要な位置を占め、自動調節弁等バルブ工業の中で一定の役割をもっている仙台市の本山製作所は、去る昭和四十七年五月二十日「特別防衛保障株式会社」のガード

マンを導入し十数名の負傷者を生じさせて以来、今日までおよそ延べ七百五十名にのぼる重軽傷者を発生させている。この中には現地視察中の社会党県会議員に対する全治二か月の暴行も含まれている。

本山製作所はこうした暴力ガードマン、会社職制からの暴力行為、差別行為、組合員切崩しなどの不当労働行為、賃金不払などをはじめとする違法行為を続け、労働組合(全国金属労組本山製作所支部)の壊滅と労働者の基本的権利の侵害はく奪を進めている。重大なことはこれら暴力を中心とした不当労働行為、不法行為が司法機関、行政機関等の決定、命令、行政指導を全く無視、拒否して行われていることである。すなわち、昨年五月二十九日前記暴力ガードマンが導入された直後に仙台地方裁判所は、会社職制ならびにガードマン等による「組合活動の妨害排除」の仮処分決定を下したにもかかわらず、今日まで暴力で組合活動を封殺し、組合員の中に多数の負傷者を生じさせている。

宮城県地方労働委員会が昨年六月、七月、八月と三度にわたって行ったガードマン退去勧告を公然と拒否し、更に、この特別防衛保障株式会社などを取締り目標として制定された「警備業法の施行(十一月一日)の直前、十月二十三日に前記ガードマンを本山製作所の社員にデッチあげ「警備課」を設置し、一層公然たる暴力行為を拡大するといふ脱法、違法行為を行つてゐる。既にふれた社会党県会議員に対する集団暴行(昨年十二月十二日)のあと、世論の批判に対し本山製作所は違法な先制的・攻撃的ロックアウトを行い、今年七月二十六日以降は前記組合員を金網とさくで特別に囲つた強制収容所とも申すべきところで暴力ガードマンの監視の下で就労せよとしてゐる。

今年四月十六日付で宮城県地方労働委員会は、ガードマンの存在自体が不当労働行為だとして撤去命令を下したが会社はこれも拒否、更に中央労働委員会の初審命令履行勧告をも無視して今日に至つてゐる。本山製作所のこれら不当労働行為、不法行為は重大な社会問題となつており緊急にその対策と実効が図られなければならない。これら不当労働行為と団結権、争議権の侵害、経営者の社会的責任の放棄、反社会的行為に対して厳しく糾弾と是正が行われる必要がある。

以上のごとく今や全国金属労組本山製作所支部に対する会社の暴力管理を中心とする不法行為は大きな社会的問題となつており、全国の労働者が早急なる解決を求めている現状である。本山製作所に対する怒りと抗議の声は日々拡大し、全国労働者の声となつてゐるのが現状であるから、早急な解決を求めるため次の事項について政府の見解を伺いたい。

一 本山製作所のガードマンの「社員化」とその後引続き行つてゐる各社間のガードマンの移動等に関し、職業安定法第四十四条違反であるとして、今年三月特別防衛保障株式会社、同役員宅、本山製作所の各家宅捜査を行い、三月六日衆議院予算委員会第一分科会等で斎藤一郎警察庁刑事局保安部長は「できるだけ最短の時間でやりたい」と決意を表明し、田中法務大臣も「最善を尽くし善処する」と約束したが、その後具体的な報告がないので、どのような捜査が進められているのか明らかにされたい。

二 地方労働委員会の命令は、労働組合法第二十七条第五項により、使用者が中央労働委員会に再審査申立を行つてもその効力が停止しないことを明記しているが、本山製作所が行つてゐる現実には照らして地方労働委員会命令の効力はあつたのか否か。

三 全国金属労組本山製作所支部の組合員等は、今年三月違法ロックアウト中の賃金支払、ガードマン等の暴行に関し職制に対して抗議を行つたり、負傷の治療にいつたことに対して不当に賃金をカットされたこと等について、労働基準法第四十四条第二項に基づき申告を行つた。これらは明白に同法第二十四条違反だからである。

昭和四十八年十二月十三日 衆議院会議録第五号

朗読を省略した議長の報告

一二六

仙台労働基準監督署は三月二十三日文書により、ロックアウトが違法か否かの判断はできないが違法判定があれば請求権が発生する。また、三月二十七日の調査でガードマンの存在の不当性が明らかになれば前記賃金カットは違法であり、請求権が発生すると答弁している。四月十六日付宮城県地方労働委員会のガードマン撤去命令、十月十三日仙台地方裁判所の違法ロックアウト期間中の賃金支払の仮処分決定などで明確になっている。しかし、同会社は前述のごとく「金網、別棟就労」でこたえている。このことは同法第四百四条に基づき申立てたこと、それを理由に別棟金網内就労を会社が組合に通告したことは、労働者の差別であり、同法第四百四条第二項、同法第三条に明白に違反している。この点に関し政府の見解を伺いたい。

四 本山製作所は、仙台地方裁判所、宮城県地方労働委員会、仙台労働基準監督署等から数多くの違法行為が指摘されている。今年九月十八日の衆議院社会労働委員会において加藤労働大臣は、労働基準法違反、不当労働行為等を行った者に対して、公共事業の発注禁止、指名取消、金融、税制等の問題で速やかに対処する旨答弁しているが、政府として、これらを含め本爭議を解決するの否か明らかにされたい。

五 本山製作所問題について、これまで衆議院、参議院の各予算委員会、法務委員会、社会労働委員会、地方行政委員会等において再三、再四、

本山製作所の不当性を追求され、労働省は具体的な対策を行うと答弁を繰返し行っているが、いかなる対策をするのか明らかにされたい。

六 警察当局が労働爭議に介入しないのは原則である。しかるに、本爭議に警察が介入し、会社構内に入り、違法ロックアウトに対し就労要求行動を行っている組合員に威圧を加え、実力で妨害したことは十月十三日の仙台地方裁判所決定をまつまでもなく明白なる過剰警備であり、労使爭議に対する介入、しかも企業側にたつた介入と判断できるが、政府の明確なる見解を求めたい。

昭和四十八年十二月十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員日野吉夫君提出本山製作所の不当労働行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員日野吉夫君提出本山製作所の不当労働行為に関する質問に対する答弁書

一 について
宮城県警察においては、本山製作所及び特別防衛保障株式会社に係る職業安定法第四十四条違反事件を鋭意捜査中であつたが、特別防衛保障株式会社に係る同事件については、近日中に

捜査を完了し、送致する由である。

なお、本山製作所に係る同事件については、関係者の取調べ等必要な捜査を続けているが、現在までのところその違反事実を明らかにできず、更に捜査を継続する予定のことである。

二 について

地方労働委員会の命令は、中央労働委員会において争われている場合にも、その効力は停止されないが（労働組合法第二十七条第五項ただし書）、中央労働委員会において争われている限り、当該命令はいまだ確定していないので、当該命令の履行を罰則をもつて強制することはできない（当該命令が確定判決によつて支持された場合及び当該命令が確定した場合には、その違反に対し罰則の適用がある（同法第二十八条及び第三十二条参照）。）

三 について

これまで調査したところでは、労働者の国籍、信条、社会的身分を理由とする賃金、労働時間等の労働条件についての差別的取扱いを禁じた労働基準法第三条及び労働者が申告をしたことを理由とする解雇その他の不利益の取扱いを禁じた同法第四十四条の規定に該当する事実を把握していない。

四及び五について

本山製作所の労使紛争は、関係者の懸命の努力にもかかわらずいまだに解決に至らず、誠に遺憾である。これまでも、宮城県当局との緊密

な連携の下に労使当事者を招致して事情聴取を行い、話し合いの気運の醸成を図るなど、でき得る限りの努力を続けてきたところである。紛争発生後相当の時日を経過し、一日も早い解決が強く望まれるが、関係者の事態収拾への熱意は従来に増して高まっているので、労使当事者の自主的解決への努力に期待しつつ、問題解決促進のために採り得る諸措置について更に検討を進めるとともに労使の話し合いを促進するなど、紛争の早期かつ円満な解決のために全力を尽くしてまいりたい。

六 について

警察は、正当な労働運動に対しては介入しないという基本的態度をもつて臨んでいるが、労働運動に随伴して暴力の行使等の不法事案が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法の定めるところに従い、犯罪の予防、鎮圧、捜査を行い、必要により被疑者を逮捕する場合もあることは警察の責務上当然である。

ところで、本山製作所における労使紛争においては、昨年来、組合側と会社側との衝突によつて多数の負傷者を出す事案が続発している状況にあり、そのまま放置すると不法行為が再び発生するおそれがあつたので、その予防、鎮圧のため必要限度で警察部隊をあらかじめ配置して警戒警備に当たつていたものである。

右答弁する。

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、十二月六日付け人事院の「昭和四十八年度における期末手当の支給の特例措置についての意見の申出」にかんがみ、一般職の職員の給与に関する法律(以下「一般職給与法」という。)の適用を受ける職員等に対し、期末手当の支給割合の特例措置を講じようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 昭和四十八年度に限り、一般職給与法の適用を受ける職員に支給する期末手当について支給割合の特例を設け、十二月に支給する場合においては百分の二百三十、三月に支給する場合においては百分の二十の割合とする。

2 この特例を設けた結果、昭和四十九年三月に支給を受けるべき期末手当の額が、この特例を設けないものとした場合に受けるべき期末手当の額から本年十二月に支給を受ける期末手当の〇・三分分に相当する額を控除した残額より低い額となる職員については、その残額に相当する額を昭和四十九年三月に支給する期末手当の額とすること。

そのほか、特別職の職員で、一般職給与法の規定を準用することとしている者等について所要の規定を設けている。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

昭和四十八年十二月六日付けの人事院の意見の申出にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十八年十二月十三日

内閣委員長 徳安 實蔵

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十八年十二月十三日 衆議院會議録第五号

一二八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(配送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二(大代)